

# 青森県未来への挑戦資金特別保証融資制度要綱

## 1 目的

この制度は、創業及び前向きな取組並びに雇用の創出を行う県内中小企業者に対し、所要資金の円滑な供給を行うことにより、県内中小企業者の創意ある向上発展を図り、もって、地域経済の活性化や雇用に資することを目的として実施する。

## 2 融資対象

県内に事業所を有する中小企業者（中小企業者として創業する者を含む。）で、次のいずれかに該当する事業を行うもの

- (1) 県内で中小企業者として創業する事業
- (2) 新幹線開業に向けて、新たな事業展開を図る事業
- (3) あおもり型産業に属する事業
- (4) 地域資源の活用による新商品開発等の取組、又は地域商店街活性化への取組に係る事業
- (5) 国や県等による補助等の採択を受けた計画事業、法令に基づく認定を受けた計画事業、又は建設業の新分野進出に係る取組
- (6) 雇用創出特別支援枠（平成22年5月末までの保証受付に係るものに限る。）  
常時使用する従業員を新たに2人（従業員が新規学卒者又は障害者若しくは中高年非自発的離職者である場合は1人）以上を雇用する計画の事業

## 3 融資条件

- (1) 資金使途、融資限度額、融資期間、融資利率

融資対象	資金使途	融資限度額	融資期間（うち据置期間）	融資利率
2 (1)～(5)	運転資金 設備資金	1億円 (但し、創業者の 場合は、所要額の 80%以内)	運転10年以内（2年以内） 設備15年以内（3年以内）	年1.5%
2(6)			((6)については融資期間 を1年以上とする)	年1.0%

(※ 融資実行後、取扱要領に定める雇用の要件を欠くに至った場合（6に規定する報告をしない場合を含む。）は、取扱金融機関所定利率から年0.3%引き下げた利率に変更する。)

- (2) 融資形式 手形貸付又は証書貸付（2(6)の場合は証書貸付のみとする。）
- (3) 償還方法 一括払い又は割賦償還
- (4) 保証料率 次に定める信用保証料率とする。

ア 無担保保険（一般関係）、普通保険（一般関係）を利用の場合は、財務その他経営に関する情報を基にリスク計測モデルにより算出される評点に応じた下表の区分の料率を適用する。ただし、個人その他の法令で定めるところにより貸借対照表及び損益計算書を作成する義務を課せられていない者であって貸借対照表及び損益計算書がない場合は、区分⑤の料率を適用する。

区分	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨
保証料率 (%)	1.90	1.75	1.55	1.35	1.15	1.00	0.80	0.60	0.45

イ 中小企業信用保険法（昭和25年法律第264号）に規定するセーフティネット保証1号～6号に

該当する場合は年0.95%（同保証7、8号に該当する場合は年0.86%）とするなど、特例保証に該当する場合は、信用保証協会所定の保証料率を適用する。

ウ 財務諸表の作成に携わった公認会計士又は税理士から、日本公認会計士協会等が公表した「中小企業の会計に関する指針」のすべての項目について適用状況の確認（一つ以上は適用が必要）を行ったことを示す書類の提出を受けた場合又は会計参与を設置している旨の登記を行っている場合は0.1%割引する。（ア又はイに適用できる。）

エ 有担保保証のうち、担保保全率が50%を超える場合は0.1%（50%以下の場合は0.05%）割引する。（アに適用できる。）

(6) 保証人及び担保

保証人は、法人の場合は、原則として代表者のみとし、個人の場合は、原則として不要とする。

担保は、必要に応じて徴求する。

4 取扱金融機関

青森県内に本店若しくは支店を有する金融機関のうち、この制度に賛同する金融機関

5 融資の手続き

(1) 融資を受けようとする者は、取扱金融機関に対して、青森県未来への挑戦資金事業実施計画書（様式第1号）に関係書類を添えて取扱金融機関に提出するとともに、取扱金融機関所定の手続きにより申し込むものとする。また、2(6)の場合は、確認書（様式第2号）を提出するものとする。

(2) 取扱金融機関及び信用保証協会は、融資の申込を受けた時は、申込者の事業計画等を的確に把握した上でこれを審査し、融資又は保証承諾の可否を決定するものとする。

6 雇用状況の報告

2(6)により融資を受けたものは、雇用開始後及び雇用を開始した日から1年経過後、速やかに雇用状況を、取扱要領に定めるところにより、県に報告するものとする。

7 貸付状況の報告

信用保証協会会長は、毎月の貸付状況について、取扱要領に定めるところにより報告するものとする。

8 預託

県は、この制度の円滑な運営のため、融資の進捗状況等を勘案し、予算の範囲内において取扱金融機関に対して、別に定める利率で適宜預託を行うものとする。

9 実施期間

平成22年4月1日から平成23年3月31日まで

10 その他

(1) この制度の略称を $\textcircled{\text{挑}}$ とする。

(2) この要綱等に定めのない事項及び疑義の生じた事項については、県が必要に応じて関係機関の意見を聴取する等して定めるものとする。